

石綿の輸入量と石綿障害予防の規制等の変遷

	石綿輸入量		製造・使用等禁止措置	規制対象 ^(※1) (含有率)	吹付け作業 禁止措置	石綿粉じん濃度基準		敷地境界 濃度基準 (※4)	
	単位:トン					管理濃度 ^(※2)	抑制濃度 ^(※3)		
1949年 (昭和24年)	1,205	輸入再開		—	—	—	—	—	—
1971年 (昭和46年)	273,757			—	—	—	2mg/cm ³ (通達)	—	—
1973年 (昭和48年)	341,540			—	—	—	5f/cm ³ (通達)	—	—
1974年 (昭和49年)	352,110	ピーク		—	—	—	↓	—	—
1975年 (昭和50年)	253,097			5%	原則禁止	—	5f/cm ³ (法規制)	—	—
1976年 (昭和51年)	325,346					—			—
1984年 (昭和59年)	239,747					2f/cm ³ (通達)			—
1988年 (昭和63年)	320,393					2f/cm ³ (クロソライト0.2f/cm ³) (法規制)			—
1989年 (平成元年)	295,168			↓	↓	↓			10f/μg
1995年 (平成7年)	191,475		クロソライト・アモサイトの 製造・使用等禁止	1%	全面禁止	2f/cm ³ (法規制) クロソライト、アモサイト は製造等禁止			
2004年 (平成16年)	8,186		建材等の石綿含有製品の 製造・使用等原則的禁止			↓			
2005年 (平成17年)	110			↓		0.15f/cm ³ (法規制) クロソライト、アモサイト は製造等禁止			
2006年 (平成18年)	0	以降輸入 なし	全面禁止	0.1%	↓	↓	↓	↓	↓

※1 含有率を超える石綿含有物を取扱う場合は、ばく露防止措置を講じる必要がある(労働安全衛生法)。

※2 作業場内のほとんどすべての場所で石綿粉じん濃度を一定の値以下とする基準(労働安全衛生法)

※3 局所排気装置の性能が発揮されているかを確認するための基準(労働安全衛生法)

※4 工場・事業場の敷地境界における石綿の濃度基準(大気汚染防止法)